

研究生出願要項（2019年度後期）

○第一期 出願時期 2019年 5月（詳細は、下記のとおり。）

○第二期 出願時期 2019年 8月（詳細は、下記のとおり。）

I. 出願資格 ※第二期に外国人が出願する場合は、出願時に日本に居住している者に限ります。

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者または2019年3月までに授与見込の者
- (3) 外国において、学校教育16年の課程を修了した者または2019年9月までに修了見込みの者
- (4) 本学部において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2019年4月1日までに22歳に達する者
※前記の出願資格(4)により出願しようとする者は、事前に出願資格審査を個別に行いますので、以下の手続きを行ってください。

○第一期出願者：2019年4月8日(月)～4月12日(金)の間に審査に必要な「出願資格個別審査手続書類」を鹿児島大学法文学部学生係に請求し、2019年4月16日(火)～4月19日(金)の間に申請してください。
※審査結果は、2019年5月24日(金)付けで本人宛に速達郵送で通知します。

○第二期出願者：2019年6月3日(月)～6月7日(金)の間に審査に必要な「出願資格個別審査手続書類」を鹿児島大学法文学部学生係に請求し、2019年6月11日(火)～6月14日(金)の間に申請してください。
※審査結果は、2019年7月19日(金)付けで本人宛に速達郵送で通知します。

II. 出願までに必要な手続き

1. 出願者自らが、これから研究しようとする分野の法文学部教員へ研究の指導を依頼します。
2. 承諾を得られた教員から、研究生入学願の指導教員名欄に承諾印を押してもらいます。
※出願時に教員の承諾印が無い願書は、受理できません。
3. 出願直前に郵便局で所定の**払込取扱票（鹿児島大学専用）***により、検定料（9,800円）を支払います。
※ATMからの払い込みはできません。
※「振替払込受付証明書（お客さま用）」を出願時に提出します。

III. 出願受付期間と受付場所

○第一期出願期間：2019年5月27日(月)～2019年5月29日(水)
受付時間 平日9:00～16:00（12:00～13:00は除く。）
受付場所 鹿児島大学法文学部学生係

○第二期出願期間：2019年8月19日(月)～2019年8月21日(水)
受付時間 平日9:00～16:00（12:00～13:00は除く。）
受付場所 鹿児島大学法文学部学生係

IV. 出願書類 ※不備は、一切受理できません。

1. 『研究生入学願』（指導予定教員の承諾印を事前に得る必要があります。）
2. 『履歴書』（所定の様式）（写真貼付）
3. 出身大学の『卒業（見込み）証明書』
4. 出身大学の『成績証明書』
5. 『振替払込受付証明書（お客さま用）』（鹿児島大学専用）*
※ATMからの払い込みはできません。
※郵便局で受取った検定料（9,800円）支払いの証。
6. 出願時に企業などで常勤職員として勤務している者で、現職のまま入学を希望する場合は、
『研究許可証明書』（所定の様式）
7. 外国人の場合は、日本在住者が保証する『身元保証書』（所定の様式）
8. 外国人の場合は、『外国人登録済証明書』または『旅券の写し』
※第一期出願者のみ、来日後の提出を認めます。
9. 外国人の場合は、『日本語能力試験認定書（レベルN2（旧2級）以上）の写し』

V. 可否の通知 ※可否に関する問い合わせには一切応じられません。

- 第一期出願者：2019年6月21日（金）付けで可否について、速達郵便で本人宛通知します。
- 第二期出願者：2019年9月20日（金）付けで可否について、速達郵便で本人宛通知します。

VI. 学 費 ※納入方法など別途指示します。

1. 入学料 84,600円（予定額） 確定額や納入方法、期日については別途指示します。
2. 授業料（前期分） 178,200円（予定額） 確定額や納入方法など別途指示します。
（注）入学料、授業料改定が行われた場合は、改定額が適用されます。

VII. その他

1. 一度受理した出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。
2. *『振替払込受付証明書』は別途取り寄せが必要になります。
下記まで郵送で取り寄せるか、窓口で直接受領して下さい。

問い合わせ先

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21-30

鹿児島大学法文学部学生係 電話 099-285-7525 ファックス 099-285-3597

■受付時間 平日9:00～16:00（12:00～13:00は除く。）

3. ※留意事項

本学研究生は、下記の関係規則が定められていますので、ご留意願います。

- ・ 鹿児島大学学生懲戒規則（抜粋）

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第60条及び鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号）第46条に基づき、学生の懲戒処分に関し適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

第3条 この規則において「学生」とは、正規学生、研究生、科目等履修生、外国人留学生及び法務学修生をいう。